

法体系の概要

労働安全衛生法に基づき、罰則が設けられています！

労働安全衛生法(第1条)は、労働基準法(昭和22年法律第49号)と相まって、労働災害の防止のための危害防止基準の確立、責任体制の明確化及び自主的活動の促進の措置を講ずる等その防止に関する総合的計画的な対策を推進することにより職場における**労働者の安全と健康を確保**するとともに、**快適な職場環境の形成を促進**することを目的とすると記載されています。

労働安全衛生法

- **作業環境測定**(第65条および有機溶剤中毒予防規則第28条)
 - …事業者は、有害な業務を行う作業場で、必要な作業環境測定を行い及びその結果を記録しておかなければならない。
 - 作業環境測定士が**6ヵ月に1回**(年2回)行い、結果を評価する。
 - 検査記録は**3年間保管**。
 - 罰則:第119条「6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金」

特定化学物質障害予防規則(特化則)

- **作業環境測定**(第36条)
 - …事業者は、有害な業務を行う作業場で、必要な作業環境測定を行い及びその結果を記録しておかなければならない。
 - 作業環境測定士が**6ヵ月に1回**(年2回)行い、結果を評価する。
 - 検査記録は**30年間保管**。
 - 罰則:第119条「6ヶ月以下の懲役または50万円以下の罰金」
- **健康診断**(第39条)
 - …特定化学物質を含む有機溶剤業務に従事する労働者に対して、**6ヶ月以内ごとに1回実施**しなければならない。
 - 診断結果記録および作業記録は**30年間保管**。

労働安全衛生法 施行令

労働安全衛生規則(安衛則)

有機溶剤中毒予防規則(有機則)

- **換気設備の設置**(第5条)
 - …事業者は屋内作業場等において、有機溶剤業務に労働者を従事させる時は、局所排気装置又はプッシュプル型換気装置を設けなければならない。
 - 罰則:第43条「1年以下の懲役または50万円以下の罰金」
- **定期自主検査**(第20条)
 - …事業者は**1年に1回定期自主検査**を行わなければならない。
 - 検査記録は**3年間保管**。罰則:第120条「50万円以下の罰金」
- **健康診断**(第29条)
 - …有機溶剤業務に従事する労働者に対して、**6ヶ月以内ごとに1回実施**しなければならない。診断結果記録は**5年間保管**。

リスクアセスメント(労働安全衛生法)

平成28年6月1日施行

化学物質やその製剤の持つ危険性や有害性を特定し、それによる労働者への危険または健康障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討する。

リスクアセスメントの実施や結果の保存義務は**規定されていない**。しかし、労働者への**周知義務**が規定され、**未実施は法律違反**となる。

